児童扶養手当と公的年金の併給が可能になります

問い合わせ先　子育て支援課（西合志庁舎）
☎（242）1159

これまで、公的年金（遺族年金・障害年金など）を受給している人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、12月以降、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の手当を受給できるようになります。

自分が対象となるかどうか、また、手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

●児童扶養手当とは

離婚などによるひとり親家庭などの生活の安定・自立促進と、その家庭で養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。

●今回の改正により手当が受け取れる場合（例）

・ひとり親家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金を受給している場合
・子どもを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合など

●支給開始日

手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより手当を受給できなかった人で、12月1日に支給要件を満たしている人が平成27年3月末日までに申請した場合は、12月分の手当から受給できます。

12月～平成27年3月分までの手当は、平成27年4月に支払われます。

【参考】
児童扶養手当の月額（平成26年4月～）
・子ども1人の場合
　全部支給：41,020円
　一部支給：41,010円～9,680円
・子ども2人以上の加算額
　2人目：5,000円
　3人目以降1人につき：3,000円
※所得制限があり、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります。

登録事業者が増えました
熊本都市圏福祉有償運送を利用しませんか

問い合わせ先　福祉課　障がい福祉班（西合志庁舎）
☎（242）1149
高齢者支援課　包括支援センター班（西合志庁舎）
☎（242）1124

福祉有償運送とは、単独でバス・タクシーを利用することが困難な障がいのある人や要介護者などを対象に、福祉有償運送運営協議会が認めたNPO法人などが自家用自動車を使用して行なう、有料の輸送サービスのことです。

通院などはもとより、買い物やレジャーなどにも利用できます。利用条件など、詳しくはお問い合わせください。

車いすのまま乗ることができます

社会福祉法人山紫会が新たに登録

社会福祉法人山紫会（菊香園）が、社会貢献活動の一環として福祉有償運送の事業所登録を行ない、10月からサービスを開始しました。

利用には会員登録が必要です。詳しくは、左記の各運送主体までお尋ねください。

運送主体	所在地	電話番号
社会福祉法人　山紫会（特別養護老人ホーム菊香園）	合志市御代志	242-0138
NPO法人　NEXTEP	合志市野々島	288-2311
NPO法人 武蔵ヶ丘ご近所クラブ	熊本市北区 武蔵ヶ丘	338-7123
NPO法人 小町ウィング	熊本市北区 植木町	273-4737
熊本県高齢者障害者福祉生活共同組合	熊本市東区 長嶺西	274-3000
NPO法人 はなみずきの会	大津町室	232-9363

※近隣の事業所のみを掲載しています。

まちづくりに参加しませんか
自治基本条例推進委員会委員を募集

問い合わせ先　企画課　企画広報班（合志庁舎）
☎（248）1813

市では、まちづくりを進めるための基本的なルールとして「合志市自治基本条例」を制定し、市民・市議会（議員）・市の執行機関（市長・市職員）の三者の参画と協働によるまちづくりを進めています。この自治基本条例の運用状況を確認し、条例の基本的な事項について調査・審議する機関として「合志市自治基本条例推進委員会」を設置しています。

委員には、各種団体から推薦された委員の他に、市民の皆さんからの公募による委員も選任することとしており、改選に伴い次のとおり委員を募集します。

●委員の仕事
・自治基本条例の運用状況確認と検証の審議
・自治基本条例の啓発に関すること
など

●募集人数　4人

※作文などを参考に選考します。

●任期　平成27年2月4日から2年間

●応募方法

住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、「応募の理由」と「合志市のまちづくりについて思うこと」の作文（800字以内）を企画課まで提出してください。応募は、持参、郵送、ファックスまたはEメールでお願いします。

なお、様式は問いませんが、標準応募用紙を企画課 企画広報班に備えています。また、市ホームページからも印刷して使用できます。

●募集期限
平成27年1月8日（木）

‘みんなですすめるまちづくり’
自治基本条例

―応募先―
企画課　企画広報班（合志庁舎）
〒861-1195　合志市竹迫2140
ＦＡＸ 248-1196
Eメール kikaku@city.koshi.lg.jp

身体障がい者や高齢者などを在宅で介護している人へ
介護者手当・家族介護慰労金を支給します

問い合わせ先　福祉課　障がい福祉班（西合志庁舎）
☎（242）1149
高齢者支援課　包括支援センター班（西合志庁舎）
☎（242）1124

在宅身体障害者等介護者手当

●受給資格者

身体障害者手帳1種1級または療育手帳A1所持者で寝たきりの人を平成26年1月1日から12月31日までに6カ月以上在宅で介護している人（同居・別居は問いません）で、次のすべてに該当する人

①平成27年1月1日現在、本市に居住し、住民基本台帳に記録されている人
②受給資格者と障がい者の属する世帯が平成27年1月1日現在、市町村民税非課税世帯であり、過去1年間障がい福祉サービスおよび介護保険サービスを受けなかった人（年間7日以内のショートステイの利用を除く）を介護している人
③在宅高齢者家族介護慰労金の受給資格者でない人
④生活保護の受給世帯でない人

●手当の額　月額1万円
（年額12万円を限度として3月に支給）

●申請に必要なもの　支給申請書、印鑑、受給資格者本人の口座が分かるもの

●申請期間　平成27年1月5日（月）～30日（金）

在宅高齢者家族介護慰労金

●受給資格者

介護保険法に規定する要介護認定により、要介護4または要介護5と認定された在宅高齢者を平成26年1月1日から12月31日までに6カ月以上在宅で介護している人（同居、別居は問いません）で、次のすべてに該当する人

①受給資格者と在宅高齢者が、平成27年1月1日現在本市に居住し、住民基本台帳に記録されている人
②受給資格者と在宅高齢者の属する世帯が、平成27年1月1日現在、市町村民税非課税世帯であり、過去1年間介護保険サービスを受けなかった人（年間7日以内のショートステイの利用を除く）を介護している人
③受給資格者と在宅高齢者の属する世帯が生活保護法による被保護世帯でない人

●慰労金の額　月額1万円
（年額12万円を限度として3月に支給）

●申請に必要なもの　支給申請書、印鑑、受給資格者本人の口座が分かるもの

●申請期間　平成27年1月5日（月）～30日（金）